

令和7年度分給所得者のための除税等（異動）申告書

令和7年度分給所得者のための除税等（異動）申告書

所轄税務署長等		セントスタッフ株式会社		(フリガナ)		マイナンバー記入不要		あなたの生年月日		年		月		日	
日本橋		給与の支払者の名称(氏名)		あなたの氏名		あなたの個人番号		世帯主の氏名							
税務署長		給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの住所又は居所				あなたとの続柄							
中央		給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所											
市区町村長		東京都中央区日本橋茅場町1-8-3 JP茅場町ビル2階													
		5010001066051													
		※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。													
		給与の支払者		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の名称(氏名)		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所											
		東京都中央区日本橋茅場町1-8-3 JP茅場町ビル2階		あなたの住所又は居所											
		5010001066051		あなたの住所又は居所											
		※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の名称(氏名)		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所											
		東京都中央区日本橋茅場町1-8-3 JP茅場町ビル2階		あなたの住所又は居所											
		5010001066051		あなたの住所又は居所											
		※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の名称(氏名)		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所											
		東京都中央区日本橋茅場町1-8-3 JP茅場町ビル2階		あなたの住所又は居所											
		5010001066051		あなたの住所又は居所											
		※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の名称(氏名)		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所											
		東京都中央区日本橋茅場町1-8-3 JP茅場町ビル2階		あなたの住所又は居所											
		5010001066051		あなたの住所又は居所											
		※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の名称(氏名)		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所											
		東京都中央区日本橋茅場町1-8-3 JP茅場町ビル2階		あなたの住所又は居所											
		5010001066051		あなたの住所又は居所											
		※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の名称(氏名)		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所											
		東京都中央区日本橋茅場町1-8-3 JP茅場町ビル2階		あなたの住所又は居所											
		5010001066051		あなたの住所又は居所											
		※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の名称(氏名)		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの住所又は居所											
		給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所											

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要があります。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者(注1)	あなたとの続柄	マイ	ナン	バー	記入不要	(該当する場合は○印を付けてください。)
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平22.1.1以前生)	1	マイ	ナン	バー	記入不要	老人扶養親族(43歳以上前生) 特定扶養親族(平15.1.2生～平19.1.1生) 同居老親等 その他 特定扶養親族
C ひとり親又は勤労学生	2	マイ	ナン	バー	記入不要	同居老親等 その他 特定扶養親族
D 障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、表前の「2 記載」についてのご注意の9をお読みください。)	3	マイ	ナン	バー	記入不要	同居老親等 その他 特定扶養親族
E 障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、表前の「2 記載」についてのご注意の9をお読みください。)	4	マイ	ナン	バー	記入不要	同居老親等 その他 特定扶養親族
☐ 障害者 該当者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者 本 人 同一生計配偶者(注2) 扶養親族 妻 ひとり親 勤労学生						

氏名	あなたの	生年月日	住所	住居	他の所得者	異動日及び事由
----	------	------	----	----	-------	---------

他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	扶養親族等
D		・					
		・					

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の 扶養親族 (平22.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個 人 番 号	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	控除対象外国扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和7年中の 所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※ 「令和7年中の 所得の見積額」欄 には、退養所得を除いた所得の金額を記載します。
	1	マイナンバー記入不要	・ ・			円		
	2	マイナンバー記入不要	・ ・			円		
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個 人 番 号	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください。)	令和7年中の 所得の見積額(※)	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親 寡婦 ☐ ひとり親 ☐
		マイナンバー記入不要	・ ・		配偶者 ☐ 学生 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 38万円以上の支払 ☐ 障害者 ☐	円		

記載のしかたはこちら

- 1 申告についての注意
- (1) この申告書は、令和7年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。

(2) この申告書に記載すべき事項は令和6年においてその給与の支払者を経由して提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出することができま

(3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。

(4) 2か所以上から給与を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与」としての扶養控除等申告書（特別）控除の適用を受けることができます。所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和7年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。
- 2 記載についての注意
- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄を記載し、前年に提出した申告書に記載した引当額から異動がない旨を余目等に記載してください。

(2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を受ける配偶者・扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

(3) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。

(4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

(5) 控除対象扶養親族が同居を親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居を親等」に、同居を親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。

(6) 「令和7年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円（収入金額を限度とします。））を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。

(7) 源泉控除対象配偶者が非居住者^(注)である場合には、30歳未満である親族^(注)に○印を付けてください。「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人（下記4③ロに該当する人）である場合には、「非居住者である親族」欄の「昔年」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目にチェックを付けてください。（2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックしてください。）

(8) 「生計を一にする事柄」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、年末調整時に、令和7年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。

(9) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。

イ 障害者（特別障害者）……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事柄、その人が同一一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（年中の所得の見積額（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。）

また、当該同一一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和7年中にその同一一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）

ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和7年中の所得の種類と金額（注）

（注）寡婦又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。

（注）ある同一一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内のある同一一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができま
- 3 添付書類
- (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。

(2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合に必要添付書類等の手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。

扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族

イ 障害者控除対象配偶者である同一一生計配偶者

ロ 障害者控除の適用を受ける場合（専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。）

又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。
- 4 扶養親族等の範囲
- 【①同一一生計配偶者】 所得者（この申告書を提出する人）をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一一生計配偶者のうち、令和7年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者（令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の所得の見積額が95万円以下（注）夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ①の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成22年1月1日以前に生まれた人）

ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人

（イ） 年齢16歳以上30歳未満の人（平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人）

（ロ） 年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）

（ハ） 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充ててするための支払を38万円以上受けている人」

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人）

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）

【⑧同居を親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系等属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人

【⑨障害者（特別障害者）】 所得者本人又はその①の同一一生計配偶者や①の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

イ 精神上の障害により事理を弁識する能を著しく常況にある人、……全て特別障害者になりま

ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人、……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。

ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。

ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人、……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。

ホ 飛脚病者手帳の交付を受けている人、……このうち、障害の程度が総額法別表第1号表ノ2の特別項(項)から第三項(項)までの人は、特別障害者になります。

ヘ 原子爆弾被爆者に対する介護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人、……全て特別障害者になります。

ト 常に就業を要し、複健を要する人、……全て特別障害者になります。

チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和36年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人、……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居特別障害者】 ①の同一一生計配偶者又は①の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下）、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人（⑫のひとり親に該当する人を除きます。）

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人、①の扶養親族を有する人

ロ 夫と死亡した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人

イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人

ロ その所得者と生計を一にする子（他の人の①の同一一生計配偶者又は①の扶養親族とされている者を除き、令和7年中の総所得金額等の見積額が48万円以下の子に限り、）を有する人

【⑬勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。

ロ 自らの勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。

ハ 令和7年中の所得の見積額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）であって、そのうち給与と所得等以外の所得が10万円以下であること。